

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社クリエーション（以下「甲」という。）と従業員 信木 可意（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で下記の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

254 受付・案内事務員	557 紡織工	627 印刷・製本検査工
257 総合事務員	558 衣服・繊維製品製造工	628 ゴム製品検査工等
259 その他の一般事務の職業	561 木製製品製造工	629 その他の製品検査の職業
281 営業・販売事務員	562 パルプ・紙・紙製品製造工	631 一般機械器具検査工
289 その他の営業・販売事務	563 印刷・製本作業員	632 電気機械器具検査工
311 パソコン操作員	564 ゴム製品製造工	641 塗装工
312 データ入力係員	565 プラスチック製品製造工	649 その他の生産関連等
429 他に分類されないサービス	569 その他の製品製造等	684 フォークリフト運転作業員
461 農耕作業員	571 一般機械器具組立工	689 他に分類されない輸送
469 その他の農業の職業	572 電気機械組立工	693 クレーン・巻上機運転工
511 一般機械器具組立設備	573 電気通信機械器具組立工	694 ポンプ・送風機運転工
512 電気機械器具組立設備	574 電子応用機械器具組立工	695 建設機械運転工
514 輸送用機械器具組立設備	575 電子機械器具組立工等	696 玉掛作業員
521 製鉄工、製鋼工	577 電球・電子管組立工	697 ビル設備管理員
522 非鉄金属製錬工	582 束線工	699 その他の定置機械運転等
523 鋳物製造工	583 電子機器部品組立工	754 倉庫作業員
524 鍛造工	584 自動車組立工	755 配達員
525 金属熱処理工	585 輸送用機械器具組立工	756 荷造作業員
526 圧延工	599 その他の機械組立の職業	761 ビル・建物清掃員
527 汎用金属工作機械工	601 一般機械器具修理工	762 ハウスクリーニング作業員
528 数値制御金属工作機械工	602 電気機械器具修理工	763 道路・公園清掃員
531 金属プレス工	603 自動車整備工	764 ごみ収集・し尿汲取作業員
532 鉄工、製缶工	611 金属材料検査工	765 産業廃棄物収集作業員
533 板金工	612 金属加工・溶接検査工	769 その他の清掃の職業
534 めっき工、金属研磨工	621 化学製品検査工	771 製品包装作業員
535 くぎ・ばね製造工等	623 食料品検査工	779 その他の包装の職業
536 金属製品製造工		781 選別作業員
537 金属溶接・溶断工		782 軽作業員
539 その他の金属材料製造等		789 他に分類されない運搬等
541 化学製品製造工		

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表1※の地域指数を乗じたものとする。第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計」(別添2)の各職種とする。「職業安定業務統計」においては業務の小分類を使用する。
- (二) 地域調整については、令和6年度職業安定業務統計による地域指数により調整する。
- (三) 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - Aランク：10年
 - Bランク：3年
 - Cランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、下記の通り支給する。

- ① 公共交通機関(バス、電車など)を利用する場合
住居から派遣される事業所までの移動距離が10km以内は実費支給とする。但し、通勤経路及び交通機関は、運賃、通勤時間等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的で、会社が許可したものとする。
移動距離が10kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり72円を支給する。
- ② 自家用車を利用する場合
住居から派遣される事業所までの移動距離が15km以内は実費支給(ガソリン代のみ)とする。移動距離が15kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり72円を支給する。
- ③ 徒歩もしくは自転車を利用する場合通勤手当は支給しない。

第7条 対象従業員に対して、別表1の一般基本給の額に別表1※の地域指数を乗じた額の5%の額を前払い退職手当として支給する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、(有期社員も含む)と同一とする。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「クリエイション教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年 3月31日

甲 株式会社クリエイション
中島慶人 印

乙 信木 可意 印

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務	基本給	退職手当相当額	一般労働者の能力・経験
Aランク	・クレームやトラブルの初期対応も行う	(別表1)の職種基準値に地域指数を乗ずる。	基本給の5%を上乗せする。	10年
	・自らの業務に加え別部署、取引先との連絡調整を行い業務の円滑化を図り外部的責任を持つ			
	・役職もしくは責任を持ち、他者へ指示を行う			
Bランク	・イレギュラー業務にも積極的かつ柔軟に対応し、部署内で調整を行い内部的責任を持つ	(別表1)の職種基準値に地域指数を乗ずる。	基本給の5%を上乗せする。	3年
	・クレームやトラブル対応無し			
	・同一職務の後輩スタッフへの助言指導有り			
Cランク	・指示された定型業務に受動的に従事	(別表1)の職種基準値に地域指数を乗ずる。	基本給の5%を上乗せする。	0年
	・クレームやトラブル対応無し			
	・部下無し、権限無し			

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

別添2

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
職業計	1,218	1,402	1,537	1,560	1,643	1,790	2,230	-	1,429
254受付・案内事務員	1,074	1,236	1,355	1,376	1,449	1,579	1,966	-	1,217
257総合事務員	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930	-	1,174
259その他の一般事務の職業	1,136	1,308	1,434	1,455	1,532	1,670	2,080	-	1,307
281営業・販売事務員	1,151	1,325	1,453	1,474	1,553	1,692	2,107	-	1,318
289その他の営業・販売事務	1,269	1,461	1,601	1,626	1,712	1,865	2,324	-	1,485
311パソコン操作員	1,128	1,298	1,424	1,445	1,522	1,658	2,065	-	1,338
312データ入力係員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996	-	1,244
429他に分類されないサービス	1,140	1,312	1,439	1,460	1,538	1,676	2,087	-	1,285
461農耕作業員	1,050	1,209	1,325	1,345	1,416	1,544	1,923	-	1,162
469その他の農業の職業	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020	-	1,248
511一般機械器具組立設備	1,118	1,287	1,411	1,432	1,508	1,643	2,047	-	1,335
512電気機械器具組立設備	1,105	1,272	1,395	1,416	1,491	1,624	2,023	-	1,255
514輸送用機械器具組立設備	1,115	1,283	1,407	1,428	1,504	1,639	2,042	1,135	1,362
521製鉄工・製鋼工	1,131	1,302	1,427	1,449	1,526	1,663	2,071	-	1,337
522非鉄金属製錬工	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038	-	1,298
523鋳物製造工	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014	-	1,269
524鍛造工	1,212	1,395	1,530	1,553	1,635	1,782	2,219	1,268	1,460
525金属熱処理工	1,122	1,291	1,416	1,437	1,514	1,649	2,054	-	1,315
526圧延工	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020	-	1,321
527汎用金属工作機械工	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038	-	1,345
528数値制御金属工作機械工	1,108	1,275	1,398	1,419	1,495	1,629	2,029	-	1,360
531金属プレス工	1,089	1,253	1,374	1,395	1,469	1,601	1,994	-	1,291
532鍛工・製缶工	1,157	1,332	1,460	1,482	1,561	1,701	2,118	-	1,442
533板金工	1,167	1,343	1,473	1,495	1,574	1,715	2,137	-	1,481
534めっき工・金属研磨工	1,092	1,257	1,378	1,399	1,473	1,605	1,999	-	1,264
535くぎ・ばね製造工等	1,094	1,259	1,381	1,401	1,476	1,608	2,003	-	1,283
536金属製品製造工	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020	-	1,323
537金属溶接・溶断工	1,175	1,352	1,483	1,505	1,585	1,727	2,151	-	1,435
539その他の金属材料製造等	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058	-	1,313
541化学製品製造工	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014	-	1,283
557紡織工	1,022	1,176	1,290	1,309	1,379	1,502	1,871	-	1,151
558衣服・繊維製品製造工	935	1,076	1,180	1,198	1,261	1,374	1,712	-	1,010
561木製製品製造工	1,071	1,233	1,352	1,372	1,445	1,574	1,961	-	1,250
562ハルプ・紙・紙製品製造工	1,062	1,222	1,340	1,360	1,433	1,561	1,945	-	1,203
563印刷・製本作業員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996	-	1,271
564ゴム製品製造工	1,066	1,227	1,345	1,366	1,438	1,567	1,952	-	1,195
565プラスチック製品製造工	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992	-	1,260
569その他の製品製造等	1,087	1,251	1,372	1,392	1,466	1,598	1,990	-	1,238
571一般機械器具組立工	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093	-	1,397
572電気機械器具組立工	1,068	1,229	1,348	1,368	1,441	1,570	1,956	-	1,288
573電気通信機械器具組立工	1,052	1,211	1,328	1,348	1,419	1,546	1,926	-	1,196
574電子応用機械器具組立工	1,102	1,268	1,391	1,412	1,487	1,620	2,018	-	1,336
575電子機械器具組立工等	1,032	1,188	1,302	1,322	1,392	1,517	1,890	-	1,186
577電球・電子管組立工	1,012	1,165	1,277	1,296	1,365	1,488	1,853	1,020	1,130
582束線工	965	1,111	1,218	1,236	1,302	1,419	1,767	-	1,061
583電子機器部品組立工	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877	-	1,167
584自動車組立工	1,097	1,263	1,384	1,405	1,480	1,613	2,009	-	1,251
585輸送用機械器具組立工	1,102	1,268	1,391	1,412	1,487	1,620	2,018	-	1,297
599その他の機械組立の職業	1,112	1,280	1,403	1,424	1,500	1,635	2,036	-	1,337
601一般機械器具修理工	1,189	1,334	1,463	1,485	1,563	1,704	2,122	-	1,424
602電気機械器具修理工	1,171	1,348	1,478	1,500	1,580	1,721	2,144	-	1,456
603自動車整備工	1,144	1,317	1,444	1,465	1,543	1,682	2,095	-	1,407
611金属材料検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	-	1,267
612金属加工・溶接検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	-	1,284
621化学製品検査工	1,141	1,313	1,440	1,462	1,539	1,677	2,089	-	1,337
623食料品検査工	1,079	1,242	1,362	1,382	1,456	1,586	1,976	-	1,204
627印刷・製本検査工	1,029	1,184	1,299	1,318	1,388	1,513	1,884	1,031	1,148
628ゴム製品検査工等	1,010	1,163	1,275	1,294	1,362	1,485	1,849	-	1,119
629その他の製品検査の職業	1,064	1,225	1,343	1,363	1,435	1,564	1,948	-	1,215

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
631一般機械器具検査工	1,120	1,289	1,413	1,435	1,511	1,646	2,051	-	1,332
632電気機械器具検査工	1,065	1,226	1,344	1,364	1,437	1,566	1,950	-	1,230
641塗装工	1,171	1,348	1,478	1,500	1,580	1,721	2,144	-	1,490
649その他の生産関連等	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038	-	1,301
684フォークリフト運転作業員	1,158	1,333	1,461	1,483	1,562	1,702	2,120	-	1,272
689他に分類されない輸送	1,131	1,302	1,427	1,449	1,526	1,663	2,071	1,152	1,297
693クレーン・巻上機運転工	1,304	1,591	1,646	1,670	1,759	1,917	2,388	-	1,572
694ポンプ・送風機運転工	1,204	1,386	1,519	1,542	1,624	1,770	2,205	-	1,390
695建設機械運転工	1,328	1,529	1,676	1,701	1,791	1,952	2,432	-	1,579
696玉出作業員	1,236	1,423	1,560	1,583	1,667	1,817	2,263	-	1,406
697ビル設備管理員	1,222	1,407	1,542	1,565	1,648	1,796	2,237	-	1,390
699その他の定置機械運転等	1,113	1,281	1,405	1,426	1,501	1,636	2,038	-	1,306
754倉庫作業員	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091	-	1,272
755配達員	1,185	1,364	1,495	1,518	1,599	1,742	2,170	-	1,319
756荷造作業員	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981	-	1,205
761ビル・建物清掃員	1,056	1,215	1,333	1,353	1,425	1,552	1,934	-	1,137
762ハウスクリーニング作業員	1,156	1,331	1,459	1,481	1,559	1,699	2,117	-	1,368
763道路・公園清掃員	1,183	1,362	1,493	1,515	1,596	1,739	2,166	-	1,341
764ごみ収集・し尿採取作業員	1,145	1,318	1,445	1,467	1,545	1,683	2,096	-	1,247
765産業廃棄物収集作業員	1,201	1,382	1,516	1,538	1,620	1,765	2,199	-	1,340
769その他の清掃の職業	1,200	1,381	1,514	1,537	1,619	1,764	2,197	-	1,362
771製品包装作業員	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880	-	1,115
779その他の包装の職業	1,016	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860	-	1,129
781選別作業員	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	-	1,225
782軽作業員	1,127	1,297	1,422	1,444	1,520	1,657	2,064	-	1,274
789他に分類されない運搬等	1,106	1,273	1,396	1,417	1,492	1,626	2,025	-	1,251

※地域指数 (令和6年度職業安定業務系統による地域指数)

大阪 108.4 兵庫 102.1 奈良 102.3 大分 90.2 福岡 95.2

職業安定業務統計による地域指数

別添3

都道府県別地域指数(※)	
全国計	100.0
北海道	94.0
青森	84.4
岩手	87.2
宮城	97.0
秋田	87.0
山形	89.6
福島	93.4
茨城	101.1
栃木	99.4
群馬	98.6
埼玉	106.6
千葉	106.2
東京	113.9
神奈川	109.6
新潟	94.8
富山	97.2
石川	97.5
福井	97.8
山梨	99.3
長野	97.9
岐阜	100.6
静岡	100.5
愛知	105.2
三重	99.1
滋賀	99.0
京都	101.6
大阪	108.4
兵庫	102.1
奈良	102.3
和歌山	94.1
鳥取	89.2
島根	87.8
岡山	96.0
広島	97.1
山口	91.8
徳島	91.3
香川	95.6
愛媛	91.1
高知	89.2
福岡	95.2
佐賀	87.7
長崎	86.0
熊本	89.1
大分	90.2
宮崎	85.7
鹿児島	87.9
沖縄	86.9

※ 令和2年度から令和4年度に全国のハローワークで受理した無期雇用かつフルタイムの求人をもとに、賃金(月給)の上限額と下限額の間値の平均の全国計を100として、職業大分類の構成比の違いを除去して指数化